

(事例89) 62歳男性、プログラマー、てんかんのため単独作業禁止、運転業務禁止

類型	症候	疾患
1、2	2. 痙攣発作	2. てんかん

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 62歳 男性 既往歴：てんかん</p> <p>2) 業種、作業内容 プログラマー</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など てんかん</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 単独作業禁止、運転業務禁止。(高所作業、火気業務、水没の危険性ないため制限設けず)</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>てんかん発作の既往あるものの、発作なく経過していた。10数年ぶりに職場で発作を認めたため、上司より報告があった。面談予定(囑託のため月に一度)の数日前にも再度発作を認めた。本人との面談、主治医へ診療情報提供依頼書を作成し、内服薬の調整を行いながら、上記制限を設けた。通勤に関しては、電車通勤のため、電車を待つ際には線路際に立たないことを指導。(後日、電車待ちの際に発作生じたが、ケガなどはなかった。)</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>発作時の対応に困るとの相談が寄せられたため、本人の同意を得て、周囲へ病気の簡単な説明と初期対応の資料を作成し周知した。このケースに限ったことではないが、本人への説明を十分に行い、理解を得るよう注意している。</p>		